

男女共同参画のための総合的な施設として、地域の様々な課題に対応するための実践的活動を行っている。

なお、法律上の根拠はなく、都道府県や市町村が条例等を制定し、設置している。

## 1. 主な事業

### ○広報啓発

男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行

### ○講座

教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得

### ○相談事業

子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等

### ○情報収集・提供

書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供

### ○調査研究

男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

等

## 2. 設置状況（令和4年4月1日現在）

○都道府県：45都道府県設置、49施設

○政令指定都市：全20市設置、29施設

○市区町村（政令指定都市を除く）：275市区町村設置、278施設

全国計356施設

※運営形態：直営249施設、指定管理84施設、その他33施設

（直営及び指定管理者制度の併用等により運営している施設があるため、設置施設数とは一致しない。）